コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　NAGATANIEN CO.,LTD.

最終更新日:2015年6月29日
株式会社　永谷園
代表取締役社長　永谷　泰次郎
問合せ先:取締役執行役員総務本部長　鈴木　章平　TEL03-3432-2511
証券コード:2899
http://www.nagatanien.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダーの立場を尊重し、長期的な信頼関係を築き、企業の発展につなげていきたいと考えています。そのために、当社は経営の迅速化と経営のチェック機能の充実を図ることが、重要な経営課題と認識しております。また、当社は監査役制度を採用しておりますが、社外監査役の機能を有効に活用しており、監査役制度を継続し、経営の監査体制をさらに充実していくことが、当社として適切であると考えております。

取締役等の選任、報酬及び監査報酬等につきましては、取締役会及び監査役会でその役割、責任及び実績等を考慮に入れ、慎重に検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,169,996	10.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,533,523	4.01
株式会社みずほ銀行	1,389,536	3.63
松竹株式会社	1,232,000	3.22
大正製薬ホールディングス株式会社	1,130,000	2.95
永谷　明	1,110,089	2.90
永谷　栄一郎	1,041,521	2.72
永谷　泰次郎	1,041,024	2.72
永谷　三代子	784,596	2.05
大日本印刷株式会社	764,993	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
迫本　栄二	公認会計士											
山崎　長宏	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
迫本　栄二	○	該当事項はありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から選任いたしました。また、公認会計士としての豊富な知識を活かして、ご助言いただくことを期待して選任いたしました。なお、東京証券取引所が規定する独立性が損なわれる属性を有しておらず、一般株主と利益相反するおそれはないと判断しております。
山崎　長宏	○	山崎長宏氏は、太陽化学株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社と原料仕入の取引がありますが、取引の規模・性質等に照らして、独立性に影響を与えるおそれはありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から、選任いたしました。また、上場企業の経営者の立場から、ご助言いただくことを期待して選任いたしました。なお、上記のhには該当いたしますが、左記のとおり、一般株主と利益相反するおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、監査報告等必要に応じて、会合を開催しており、相互に連携して監査を行っております。
監査役と当社の内部監査部門であるリスク管理室は、必要に応じて会合を開催しております。その内容は、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容報告等であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柳澤　義一	公認会計士													
井ノ上　正男	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳澤　義一	○	――	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から、選任いたしました。また、公認会計士としての専門知識を活かして、監査を行っていただくことを期待して選任いたしました。なお、東京証券取引所が規定する独立性が損なわれる属性を有しておらず、一般株主と利益相反するおそれはないと判断しております。
井ノ上　正男	○	当社と井ノ上正男氏とは法律顧問契約を締結しておりましたが、平成27年5月31日付で同契約は解約となっております。さらに、顧問料についても多額ではなかったことから、独立性に影響を与えるおそれはありません。	長年の知人であり、人格、識見、能力等の観点から、選任いたしました。また、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、監査を行っていただくことを期待して選任いたしました。なお、上記jに該当しておりますが、左記のとおり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役位別定額報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬をあわせた役員報酬を導入。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度における当社の取締役・監査役に対する役員報酬及び監査法人に対する監査報酬の内容は次のとおりであります。
取締役の報酬につきましては、支給対象人員9名に対し、 351百万円を支給いたしました。
監査役の報酬につきましては、支給対象人員6名に対し、 47百万円を支給いたしました。
(注)平成27年6月26日現在の取締役の人数は9名(うち社外取締役2名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役2名)であります。
監査報酬につきましては、監査契約に基づく監査証明に係る報酬の金額 51百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役については、役位、在勤年数、業績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定し、監査役については、業績に関わらず、安定した監査を行うために役位、在勤年数等を考慮して決定しております。
その内容は、取締役については、役位別、在勤年数等を基礎として算定する定額報酬及び業績を基礎として算定する変動報酬とを組み合わせたものであります。監査役については、役位、在勤年数等を考慮した定額報酬であります。
報酬の決定方法につきましては、取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

平成27年6月26日開催の定時株主総会において、新たに選任された社外取締役に対するサポート体制につきましては、取締役会から随時情報の提供等を行う予定であります。

社外監査役に対するサポート体制につきましては、取締役会並びに常勤監査役から随時情報の提供等を行っており、会計監査人からも監査計画説明及び会計監査結果報告を行っております。また、内部監査部門並びに内部統制部門である「リスク管理室」からも、社外監査役に対して定期的に、内部監査結果及び内部統制状況の報告を行っております。

また、取締役会の資料の配付につきましては、総務部法務課から可能な限り、事前に配付するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・業務執行について
当社は、戦略策定・業務監督機能と、業務執行機能との分離を明確にするために、平成14年6月から「執行役員制度」を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。なお、執行役員は取締役会で選任され、任期は1年となっております。
取締役会は、月1回の定期開催に加え、必要に応じて随時迅速に開催し、法定事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項について、取締役会規程に基づき決議しております。また、経営の円滑な意思決定機能を強化するため、各部門長から取締役に対して、業務の執行状況を報告するための業務部会を毎月開催し、さらに、随時各部門長が、企画提案および情報提供を行うための会議を開催しております。
・監査体制について
業務監査につきましては、監査役会で決定した監査計画に基づき、取締役会等重要な会議への出席、議事録・稟議書等重要な決裁書類等の閲覧および各事業所への往査等を行っております。また、監査役と内部監査部門は、必要に応じて会合を開催し、監査内容の報告を行っております。
会社法および金融商品取引法の会計監査は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、委嘱しております。
・選任、報酬等の決定について
取締役等の選任、報酬等の決定につきましては、取締役会及び監査役会でその役割、責任および実績等を考慮に入れ、慎重に検討しておりま

す。
・独立役員について
当社は独立役員に社外取締役である、迫本栄二、山崎長宏両氏および社外監査役である、柳澤義一、井ノ上正男両氏を指名しております。迫本、柳澤両氏は、東京証券取引所が規定する独立性を損なう要件に該当せず、また、山崎、井ノ上両氏は独立要件には該当するものの、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したことから、全員の同意を得て届け出ております。
・社外役員の選任のための当社からの独立性に関する基準又は方針
当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、当社の社外役員全員（4名）は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立委員としての資格を有しているため、一般株主と利益相反するおそれはないと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行を監督する専門機関としての有効性の観点から、監査役設置会社を採用しております。また、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、それぞれ独立的な立場からの経営の監視機能と、専門的知識による経営に対する助言及び監督的役割を担っております。加えて、戦略策定・業務監督機能と、業務執行機能との分離を明確にするために、平成14年6月から「執行役員制度」を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在当社の株主総会招集通知は、法定期日よりも1営業日以前に発送しておりますが、可能な限り、早期発送に努めてまいります。また、定款変更によりインターネットによる参考書類等の開示ができるようになります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.nagatanien.co.jp/)にて、有価証券報告書、四半期報告書、四半期決算短信、事業報告書および事業のご報告を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの従業員に配付している「永谷園グループの倫理綱要」の「社員行動基準」の中で、「私たちはステークホルダーに支えられていること」、「地域活動に対し、関心を持つこと」について規定しております。また、当社ホームページにおいても、「企業行動指針」のなかに記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、平成16年4月に環境への取り組みの専任機関である「環境推進室」を設立し、環境基本方針の策定等、当社グループ全体で活動していく体制を整備しております。また、CSRにつきましては、当社の経営の重要な課題として位置づけ、「社会貢献活動」「コーポレート・ガバナンス」等のテーマを設定し取り組んでおります。なお、平成16年9月から「環境報告書(平成18年度より環境・社会報告書)」を発行しており、当社独自の「環境マネジメントシステム」の説明や「環境会計」の開示のほか、環境保全への各種取り組み、CSR活動等を掲載しております。内容につきましては、当社ホームページにおいて掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「永谷園グループの倫理綱要」の「企業行動指針」の中で、「社会とのコミュニケーションを重視し、事業活動に関わる、社会にとって有用な情報を適切かつタイムリーに開示します。」と規定し、各種ツールを使用して、情報提供に努めております。
その他	役員への女性の登用に関する現状ですが、取締役に女性は選任されておりませんが、執行役員9名のうち1名女性を選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社取締役会に関する規定に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、取締役の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・内部通報制度の整備・運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・各種会議録・稟議書等の重要な文書の作成・保存を徹底のうえ、関係諸規程を整備し、閲覧可能な状態を維持する。また、必要に応じて規程を見直し、情報の保存・管理及び閲覧の充実を図る。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・重大な事故等の発生時の組織的な対処の手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
・内部通報制度の整備・運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行うための会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。
(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス経営の維持・継続を効果的に推進するために、コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、各使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
・定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。
・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。
(6)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ会社の役員・社員も顧問弁護士等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
・当社の内部監査部門が定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。
・「永谷園グループの倫理綱要」に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。
・グループ会社に関する重要な事項については、株式会社永谷園において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。
・グループ共通の会計管理システムを導入し、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
・グループファイナンス(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、グループ会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
・グループ会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの効率的な経営体制を選択している。
・永谷園グループ全体の情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
・グループ全体を対象とするリスク管理担当役員・担当部門・会議体を設置している。
(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・現時点では設置していないが、設置する場合は、補助使用人の任免・指揮命令は監査役会の権限とする等により取締役からの独立を図る。
・内部監査部門をはじめとする関係部門との協力体制の確保や必要な会議等への出席を図り、補助使用人への必要な調査権限を付与する。
(8)当社及び子会社の役員並びに使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・各部門長が業務報告を行うための会議に監査役が出席し、業務報告を受ける体制を維持する。
・専任の内部監査担当部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。
・グループ会社の監査役による連絡会を定期的に開催し情報交換に努める。
・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・関連部門が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。
・監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。
・監査役が費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
＜反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況＞
・当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底します。
・永谷園グループの企業倫理に関する基本方針である「企業行動指針」に法令の遵守を定めるとともに、その基本方針に基づいた行動を社員が実践していくための規準である「社員行動規準」において、反社会的団体への対応を具体的に明記し、反社会的勢力の排除を徹底しております。また、総務部が窓口となり、警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況＞
・当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底します。
・永谷園グループの企業倫理に関する基本方針である「企業行動指針」に法令の遵守を定めるとともに、その基本方針に基づいた行動を社員が実践していくための規準である「社員行動規準」において、反社会的団体への対応を具体的に明記し、反社会的勢力の排除を徹底しております。また、総務部が窓口となり、警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続して導入することを平成26年6月27日開催の当社定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

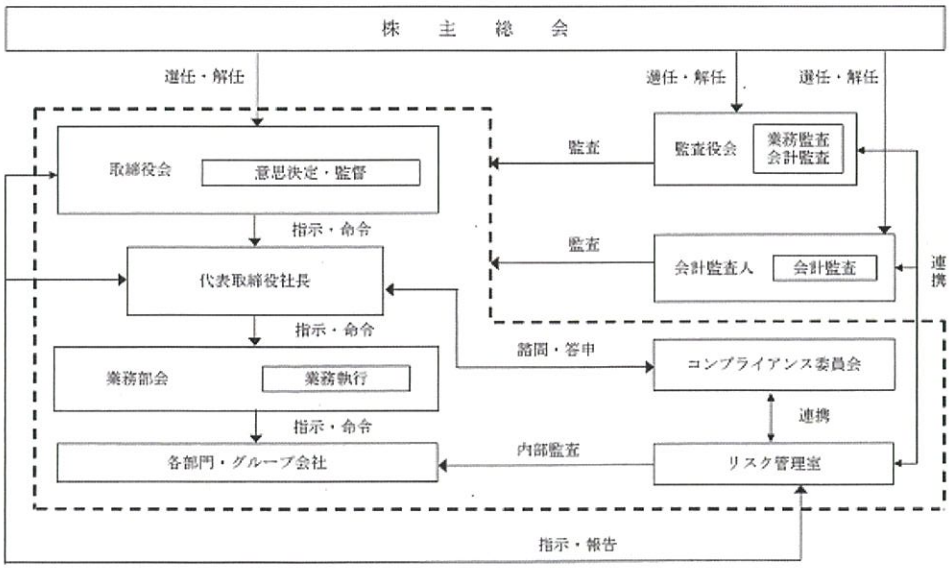
なお、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

本プランの詳細については、平成26年5月15日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（当社IRライブラリー;http://www.nagatanien.co.jp/ir/library_brief_note.htmlにてご覧いただくことが可能です。）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

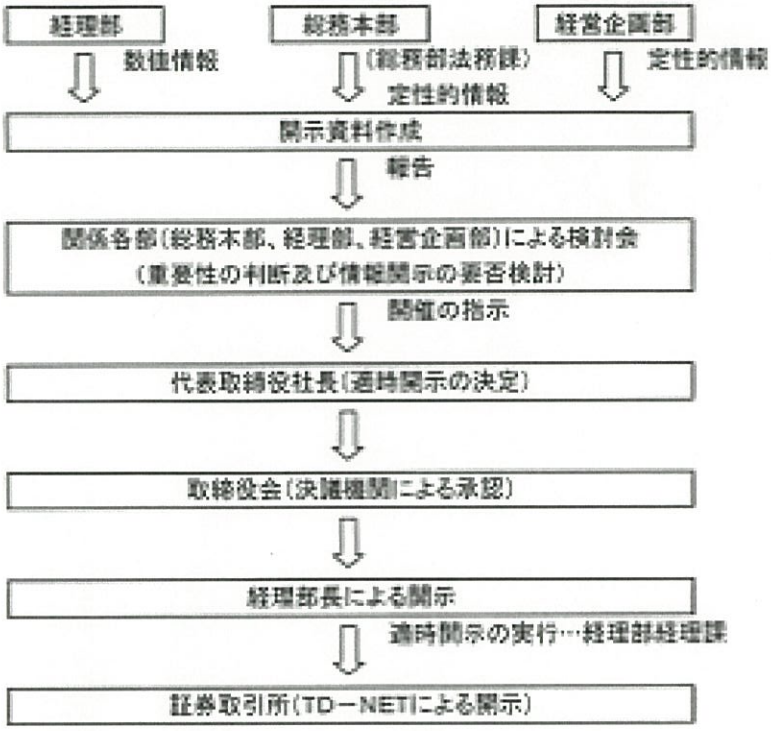
・当社は、平成14年6月に「執行役員制度」を導入しておりますが、今後は、さらに経営の迅速化と経営のチェック機能を高めるための体制について、検討してまいります。
・適時開示体制の概要について
1. 適時開示に関する方針
　当社は、金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき開示すべき情報の他、開示すべきであると当社が独自に判断した情報につき、適時適切な開示に努めています。
2. 適時開示に係る社内体制
　「重要情報管理及び内部取引に関する規程」において、重要情報の取扱方法を以下のとおり定め運用しています。
　（1）総務本部長を「情報統轄者」、各部の部門長を「情報管理者」と定め、重要情報が発生した場合には、情報管理者から情報統轄者への報告を義務づけています。
　（2）報告を受けた総務本部長は、情報の内容に応じて経理部、経営企画部等関連部門と協議し、適時開示の要否を決定します。
　・重要情報が決定事実および決算情報の場合
　　取締役会決議後、遅滞なく適時開示する。
　・重要情報が発生事実の場合
　　発生後遅滞なく取締役社長に報告し、適時開示する。
3. 開示の流れ
決算情報、決定事実、発生事実に分けて、開示プロセスを別紙のとおりとする。

参考資料
○コーポレート・ガバナンス体制の模式図

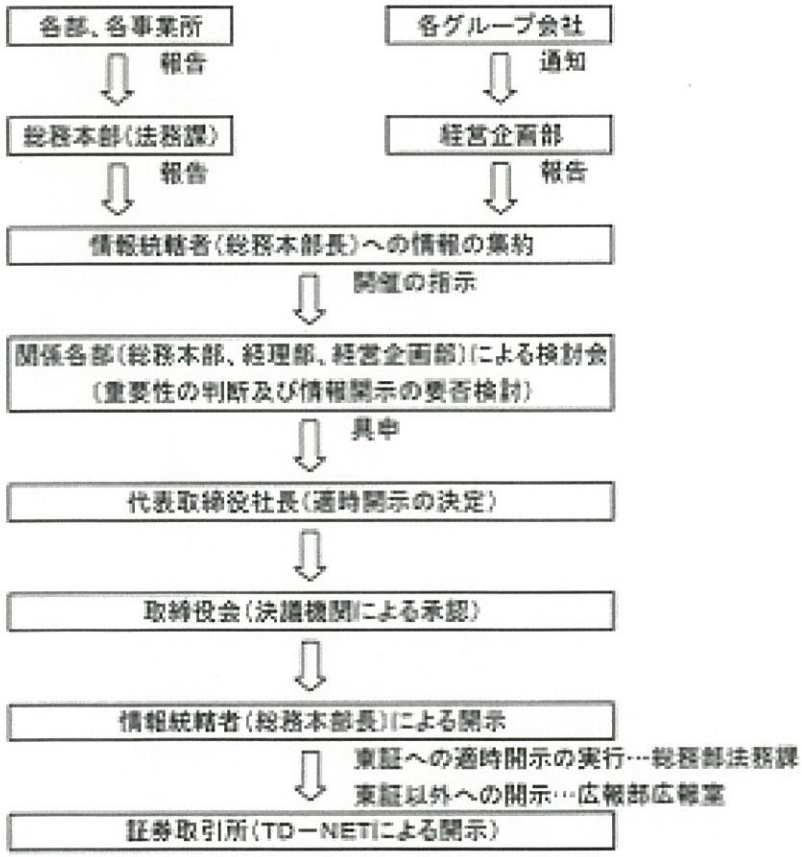


別　紙

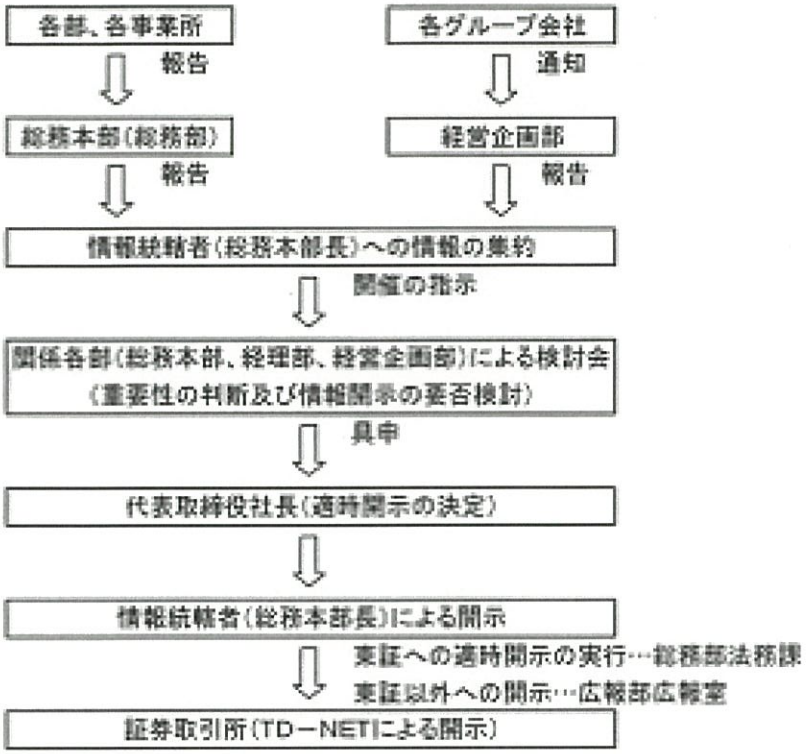
①決算情報



②決定事実



③発生事実


各部、各事業所
報告
各グループ会社
通知
総務本部（総務部）
報告
経営企画部
報告
情報統轄者（総務本部長）への情報の集約
開催の指示
関係各部（総務本部、経理部、経営企画部）による検討会
（重要性の判断及び情報開示の要否検討）
具申
代表取締役社長（適時開示の決定）
情報統轄者（総務本部長）による開示
東証への適時開示の実行…総務部法務課
東証以外への開示…広報部広報室
証券取引所（TD－NETによる開示）

以　上